

平安時代における年給制度の成立と展開

佐藤 早樹子

九世紀は、律令国家制度が瓦解はじめ、王朝国家的な貴族政治へと移行していく転機でもある。なかでも、毎年個人に一定の官位を給し、任意の者をそれに叙位、任官させ、その対価として経済的利益を得るという仕組みをもった年給制度は、平安時代以降の反律令官僚制を象徴するような制度として認識されている。しかし九世紀後半から十世紀前半頃における、年給制度の成立や展開の様相については、決定的な史料に欠けることから先行研究も多くはなく、いまだ詳細に解明されていないのが現状である。したがって当修士論文では、九世紀後半から十世紀前半にかけて登場する「准三宮」と年官郡司というふたつの要素に着目し、特に任官を行う年官制度を中心に、その成立と制度の展開について考察した。以下、その要旨を述べる。

第一章「年給制度の成立と『准三宮』」では、年給制度のうちの「准三宮」に着目し、年給制度の成立とその本質について先行研究への批判を加えながら検討した。「准三宮」とは、それを宣下された者の年給の待遇を文字通り「三宮に准じる」制度であり、貞観十三年（八七二）に清和天皇が太政大臣藤原良房に職封三千戸、隨身兵仗に加えて「年官准三宮」を賜つたのを嚆矢とする。ここでまず明らかになるのは貞観十三年以前に太皇太后、皇太后、皇后の三宮に対する年給制度が成立していたという点である。時野谷滋氏（『年給制度の研究』〔律令封祿制度史の研究〕吉川弘文館、一

九七七、初出一九五〇）は『日本三代実録』貞観七年（八六五）正月二十五日条の「方今年中所_レ出之闕。始_レ自三宮。至於諸司。有_レ勞_レ必_レ補者居_レ多」という記述を根拠に、内給も院給も貞観七年までにまだ成立していなかったとし、年官制度の成立は三宮給か親王給の二者のどちらかに求めるべきと述べた。加えて、時野谷氏は三宮給のほうが親王給より重視されていたと史料解釈をしており、三宮給こそ年官制度の濫觴であり、「准三宮」とは「公卿に年官を給する規定もなければ前例もなかったため、特に『三宮に擬する』という新制を設け」たものであると論じる。しかし、貞観七年正月二十五日条にある「三宮」とはおそらく「三宮舍人」などと同様に三宮に出仕している官人のことを指すものであり、当該記事を根拠に三宮給の成立を貞観七年以前に求め、さらに年官制度そのものの始まりを三宮給とする時野谷氏の論には従いがたい点があることを指摘した。

以上の先行研究への批判を踏まえ、当修士論文では改めて、なぜ「三宮」に准じるのか、なぜ年給の待遇を「三宮に准じる」ことが一種の恩寵として機能するのかについて考察した。まず前者については、「准三宮」の初見が藤原良房に対するものであったことから、撰政・関白を宣下対象とした例を考察材料の中心とした。撰関「准三宮」の宣下基準には撰政・関白であったかどうかだけでなく、宣下の対象者と天皇との血縁関係が指摘できる。そもそも撰政・関白への任命自体が天皇との血縁関係を重視するものであることは明らかだが、その点で撰関の任命と「准三宮」宣下は類似している。いっぽうで、「准三宮」は必ず撰政・関白の地位に付随するわけではなく、あくまで別個の待遇という概念のもとに下賜されている。「准三宮」宣下の基準は、とかく天皇との血縁関係がなにより重要視されていると思われることは前述のとおりだが、天皇と臣下が血縁関係で結ばれるには、必ず当人同士以外の要素が必要となってくる。その要素とは、後宮にはかならない。したがって撰関「准三宮」において、その資格としてもつ

とも重視された天皇との血縁関係とは、三宮との血縁関係なのである。「准三宮」とは皇族にも値するような高い身位を天皇の血縁関係者に与えるものであって、その血縁関係を保証するものが三宮であった。こうした理由から「三宮に准ずる」という表現、もしくは意識が生まれたと思われる。

続いて、なぜ年給、特に年官制度を「三宮に准じる」ことが身位に繋がるとかという、年官制度の本質にもかかわる課題について検討した。時野谷氏は年官制度を経済目的のための、いわば反律令的封禄制度のひとつであるという評価を下している。対して尾上陽介氏（年官制度の本質）〔史観〕一四五、二〇〇一）は年官の封禄制度的側面を認めつつも、年官制度の本質は、給主の家政機関など近辺に仕える者や給主と血縁関係にある者を申任することにより、その年勞に報いることや一族の特権を維持していくことなのではないかと述べる。私見は、「寛平御遺誠」にみられる「公人」「人給」といった、年勞などによる「公選の官」に対して、年官が「私選の官」であるということを確認に区別する意識に注目した。年官制度は私選による官人の人事権という側面をもち、しかもそうした権利が天皇から勅や宣旨をもって給されていた。すなわち年官制度とは、国家から任官枠を分与されたものであり、天皇から人事権を賜与されたものと考えられる。すると官人の人事権が権威に直結すると考えることは難しくなく、年官を「三宮に准じる」ことが身位に繋がるという点も理解が可能ではないか。第一章では、「准三宮」とは当時三宮が給されていた年官に対象者の年官を准ずることで、令制による身分秩序の枠を超越した高い身位を与えることを目的として登場した制度であり、宣下の基準として重視される天皇と撰関の血縁関係に介在する不可欠の要素が三宮の存在だったと結論づけた。

第二章「年給制度の展開と年官の郡司」では、年官制度で給される官職に、本来の任用国司や一部の京官の他に郡司がみられること、またその年

官郡司を申請した給主に弁官と式部省の例があったことに着目した。先行研究では、年給制度が宇多天皇の寛平年間におおよそ整備され拡大していったなかで、年官による任官枠の不足による「未給」が多発するようになり、その対策として本来の年官一分である諸国史生に加えて新たに諸国の博士、医師、弩師、檢非違使、そして郡司が年官一分に充てられたと述べる。そして寛平年間に年給制度の整備があったと記す「柳原家記録」八十六（『砂巖』四）・「毎年給数事」にみえない給主のうち、弁官は『延喜式』に規定をもち、式部省官人は『西宮記』に記載があるが、両者ともやはり年給制度拡大のなかで新たに給主の資格を得たものであると先行研究では理解されてきた。しかし内給や三宮給といった特権層を給主とする年官制度の規定が『延喜式』にみえないにもかかわらず弁官給にはあること、式部省官人を給主とする「省官給」には「造省料」「厨家料」といった省そのものが給主となった可能性が考えられる場合が存在したこと、そして弁官給・省官給ともに郡司の任用を申請した実例があることから、従来の説に疑問を呈し、改めて年官郡司の特殊性について検討した。

年官郡司の実例は『類聚符宣抄』（以下『符宣抄』）に弁官給によるものが一例、省官給造省料によるものが一例、省官給厨家料によるものが一例確認できる。これらの共通点は、弘仁以降の基本的な郡司任用制度に違反する郡司任用であることと、宣旨で任用が決定されていることである。年官ではないが宣旨による郡司任用例は他にも『符宣抄』に四例みえ、磐下徹氏（「宣旨による郡司の任用」延喜式部式奉大臣宣条を手がかりに）〔『延喜式研究』二二二、二〇〇六〕は『類聚三代格』元慶七年（八八三）十二月二十五日官符および『延喜式』式部上123奉大臣宣条を手がかりに、宣旨を用いた郡司任用方法が貞観年間には制度として整備されていたことを指摘し、先の四例はこの方法を用いた郡司任用であったと述べた。なお磐下氏は年官郡司の申請については、宣旨による任用ではあるもの

「性質の異なるもの」として類例から除外するが、私見では年官郡司もほとんど同様の性質を持つていると考える。その第一の理由は『符宣抄』にみえる宣旨による郡司任用例は年官・非年官にかかわらずほとんどが本来の任用制度に違反する例であったことである。第二は非年官の宣旨による郡司任用ではいずれも国擬の解文を伴うが、『北山抄』では年官一分による郡領もまた国擬の提出が求められたことである。そして第三は『仁和寺文書』の「貞観寺田地目録」で美濃国安八郡大領守部秀名が息子の氏岑に職を譲渡した際の状況が、『類聚三代格』元慶七年十二月二十五日官符における宣旨による郡司任用例に相当し、かつ秀名が氏岑に職を譲るために進上した「任大領之料」が公式に認可されていたという事実が認められることである。

以上から、年官の郡司は主に特別な事情による任用を申請する際に利用されたものであると考えられる。そしてそれは九世紀後半から十世紀以降の年給制度拡大の延長線上にあるものではなく、国司が郡司に実務官僚としての高い能力を要求したり、郡司層が郡司職の譲渡によって特権を維持したりといった郡司任用をめぐる在地社会の要求を満たすために、遅くとも貞観年間には整備された郡司任用制度のなかに成立の兆しがみられるものである。『延喜式』にみえる弁官給が基本的に郡司を申任する内容であるという特殊性も、こうした年官郡司の成立の考察と併せて理解することが可能ではないかと結論づけた。

第一章、第二章の考察を経て、尾上氏によって指摘された年官制度の本質の二面性に加え、その成立と展開の様相についてもより多元的に捉える視点に到達することができたと思う。

禄の女装束

生^{なま}江^え 麻里子

平安時代、貴族や天皇は、朝廷での儀式のうちに、あるいは貴族の邸宅で催される宴のなかで、あるいは良い知らせを運んできた使者に、また天皇の使として地方へ旅立つ官人にと、様々な場面で、禄すなわち祝儀として衣服や布地を贈った。

そのように贈られた禄のなかで、本論では特に衣服について検討を行なった。禄となった衣服の種類はさまざまだったが、そのなかに、「女装束」と呼ばれたものがある。それは貴族階級女性の正装だった「唐衣」「裳」「袴」「褂」などの衣服ひと揃いをいうのだが、貴族の日記である古記録を探せば、その「女装束」が男性に贈られた例が数多くみられる。

本論は、謝意や労いを表す禄であるのに、それを授けられた本人が着るはずのない女物の衣服をなぜ贈るのか、という疑問を出発点として、禄の「女装束」のうち、特に男性に対してそれが贈られた例を通して、この禄の性質について追究し、また「女装束」に限らず禄として贈られた衣服全般の性質に迫ろうと試みたものである。

禄としての「女装束」は、九世紀から鎌倉時代以降にいたるまで、古記録等に数百例登場する。そこで「女装束」が登場する史料をできる限り集めた上で、行事の種類によって分類し、大きく「子供の成長儀礼」「女性の慶事」「男性主催の行事」「地方赴任」とわけて、そのそれぞれについて論じた。

まず第一章「子供の成長儀礼の禄」では、もっとも多くみられる「女装束」の例として、子供の成長儀礼を扱った。そのなかでも特に、誕生祝いの儀礼である「産養（うぶやしなひ）」において、参会者（上達部・殿上人）等に贈られる禄を中心に検証した。

親王の産養の記録からは、「女装束」が、禄の衣服類のなかでも身分の高い者に与えられる品だったことがわかる。また、同じ参会者に対して禄を贈っていても、天皇と中宮とでは品目が異なり、「女装束」は中宮のほうだけが贈っている、ということに注目し、「女装束」というのは、女性から贈られる禄である、という可能性を指摘した。

またさらに、出産時には白い衣服や調度を用いる習いがあった平安時代に、産養において白い「女装束」が賜与される例から、その「女装束」が産婦を象徴するものとして、産婦から賜与されていたと考えられることを指摘した。

さらに、中宮からの禄に、あきらかに参会者が着るわけではない「皇子御衣」「御襦袢」（そのとき誕生した親王の衣服）が添えられていることから、禄の衣服というものが、相手がそれを着ることを前提に贈られるとは限らないことを指摘し、むしろ贈り手の属性（性別・身分）によって禄の種類が左右されていることを指摘した。

つまり、受け取り手の性別・年齢等に関わらず、贈り手の属性によってその品目が決められるのが、禄の衣服の根本的な特質なのではないかという点であり、そう考えれば、禄の「女装束」とは、唐衣・裳・袴といった衣服を身に着けるような、身分の高い女性から贈られる禄である、と考えることができる。

そのほか、五十日（いか）、百日（ももか）、着袴、元服などの成長儀礼についても同様に、禄の「女装束」は高貴な女性が賜与する禄であった、あるいはそう推定できることを示した。

第二章「女性の慶事の禄」では、女性の許へ、めでたい用件を伝えるに来た使者にたいして贈られる禄としての「女装束」を扱った。これには婚儀・立后・叙位を取り上げた。

高貴な女性の婚儀にさいしては、花婿からの文や贈り物を届ける使者を務める人々に、禄の「女装束」が贈られることになっており、その贈り手は、婚儀の当事者たる女性であった。立后についても、女御など当事者の女性が、天皇からの勅使へ「女装束」を賜与している。また、女性に対する叙位が行なわれ、その位記を持つてくる使者があるとき、その使者に対しても「女装束」が贈られた。これも女性から賜与される禄であろう。使者に「女装束」を授ける例は、勅使への禄に集中しているため、「女装束」は重大な場面でのみ賜与されるような、高級な禄であったということがうかがわれる。

第一・二章では、女性が明らかに中心的当事者である行事において、賜与された禄の「女装束」は、高貴な女性が、他者に贈ったものであることを明らかにした。この「女装束」の性質から、禄の衣服の本質とは、贈り主自身の衣服や、それと同種のもの（例えば新調した品）を他者に贈ることにある、ということが出来る。

こうした、禄の基本的な性質が明らかになったところで、第三章「男性主催行事の禄」では、男性が主催する行事における、禄の「女装束」について、贈り主を検討した。ここまでの分析を踏まえれば、「女装束」の贈り主は必ず女性であるはずである。

まず、上皇主催の行事で下賜するために、上皇の妻が禄の「女装束」を用意している事例から、男性が主催する行事のなかで「女装束」が贈られる場合も、その贈り主は女性であると考えた。

さらに、禄の「女装束」が登場する男性主催の饗宴の代表例として大臣大饗を取り上げ、大臣大饗において「女装束」を禄として賜うことは、そ

の行事そのものの成立後、かなり早い段階から（あるいは最初から）行なわれていたことを確認した上で、この「女装束」の贈り主が明記された史料は見つけられなかったものの、この禄が大臣家の女性、おそらくは大臣の妻から、大饗の参会者へ賜与された禄であろうことを示した。

大臣大饗の禄については従来、太政官の上下関係の構築と再確認のために、演出効果、裏打ちとして、大臣の「身の代」としての衣服を受け取る仕組みになっていたのだ、と指摘されてきたが、それでは品目が「女装束」であることを説明できないと考える。

大臣の妻が、夫が上司・同僚・下僚を招いて自邸で開く饗宴に、裏方以上の積極的な意味を持って関与していたのだとすれば、平安時代の夫婦のありかたについて、今までは異なった視点から解明することができているのではないだろうか。

近衛大将が自邸で催す大将饗についても同様の結論を得た。古記録からは残念ながら、大将饗に大将の妻がどのように関わっていたのか、なかなか読みとれないので、『宇津保物語』の描写を参考にして、禄の製作が夫婦の共同作業だったようすを指摘し、こうした饗宴では夫婦がともに客をもてなし、禄が「女装束」である場合には、それは妻が客人に贈った禄だったのではないかと指摘した。

次に第四章「地方赴任にあたって」ではまず、旅に出る人へ饒別として贈られる禄の「女装束」として、国司と宇佐使の場合を取り上げた。彼らが任国等へ赴任していくとき、天皇はもとより、よく知る人々の邸や、大臣などの邸を訪れて別れの挨拶をした。それを「罷申（まかりもうし）」といったが、そのとき、赴任していく人に対して、都に残る人から饒別が贈られる。そうして贈られる品のなかのひとつに、「女装束」があった。

この事例を検討し、同じ人物が受け取り手であっても、贈り主が男性のときは束帯を、女性のときは「女装束」というように、禄には贈与者そ

それぞれの性別・立場に基づいた衣服が選択されていることを確かめ、賤別の「女装束」もまた、高貴な女性からの禄であったと結論づけた。

さらに、地方へ勅使が赴くとき、下向先で下賜する禄として「女装束」を準備し持っていく習いがあったことについて検討した。伊勢公卿勅使と宇佐使とを取り上げ、かれらが路次の供給への返礼として国司に「女装束」を賜り、また下向先の神社で「女装束」を下賜していたことを確認した。この禄の意義については、勅使の妻あるいは天皇の妻からのものであるという仮説を立てたものの、それ以上の検討はできなかった。今後の課題としたい。

本論では、男性に贈られる禄の「女装束」の検討を通して、贈り主自身の衣服を他者に贈るといふ点が、禄の衣服の根本的な性格のひとつなのではないかということ明らかにした。禄は新調された衣服であることもあるが、自分の衣服を人に分け与えるという習わしが根底にあり、新調した衣服を賜与する場合にあっても、やはり自分の衣服を分け与えているのだという意識が通底していたのではないかと思う。禄の衣服とは、相手がそれを着ることを前提に贈られるものではなく、贈り手の衣服を相手に分け与えることに意義があるものだったということが、男性に贈られる禄の「女装束」を通して明瞭に見えてくる。

こうした禄の性質を考慮すれば、儀式・行事において贈られる禄のなかで、これまで贈与主体が不明といわれてきたケースについても、解明の手掛かりを掴めるのではないだろうか。また、これまで禄の贈り主＝儀式の主催者と考えられてきたケースについても、再考の余地があるのではないだろうかと考える。

今後は、大饗での禄や供給への返礼の禄など、検証が不十分な部分をさらに深め、「女装束」以外の衣服の禄も広く検討し、禄の衣服類の性質をより明瞭にしたい。そしてそれを物差しとして、平安時代の社会構造を新

たな視点で捉え直したいと考えている。